

都監委告示第 1 号

令和 6 年 5 月 30 日

監査結果に基づく措置状況の公表について

令和 5 年度に実施した定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、都城市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、これを公表する。

都城市監査委員

都城市監査委員

都城市監査委員

新井 克美

上之園 誠

榎木 智幸



第1 令和5年度定期監査結果に対する措置状況

1 業務委託契約における検査の充実について

監査意見（要旨）	措置状況
報告書等のオンライン化 都城市シルバー人材センターからの履行に関する報告書については、契約数が多いこと、定型的なものであること、分割払が多いこと等に鑑み、オンラインの方法によることを検討する必要がある。（第6の1（2）ウ（り）・報告書7～8ページ）	オンライン化を行う前提として、現在紙で行われている報告書等をデジタル化する必要があります。 しかしながら、シルバー人材センターとの委託契約において、現場で作業を担う方々はデジタルデータの取扱いに不慣れな高齢者です。 また、作業員の方々から提出された履行確認の写真を含む報告書の取りまとめは、シルバー人材センターの事務局が一手に行っており、デジタル化のための事務量が増大することが想定されます。 このように、早急なオンライン化については契約相手方の事務体制にも大きな影響を及ぼすため、オンライン化の可能性について慎重に検討を進めてまいります。 (制度主管課：契約課)

2 文書の取扱いについて

監査意見（要旨）	措置状況
(1) 日付の取扱い 日付は標準処理期間の明確性、過料の起算日等に重大な影響を与えることに鑑みると、書留郵便のみならずすべての文書について押印する等、受付日を明らかにする必要があるのではないか。（第6の3（1）エ・報告書11ページ）	本市における文書の收受は、原則として電子文書管理システムへ收受日を登録しており、これは、従来の收受印と同じ効力を持つと考えております。一方で、土日祝日に配達される書留郵便等の特殊郵便については、警備員による受取及び日付・時間の記録を行い、翌営業日に総務課が收受印を押印し、受付日及び時間を記録した上で各課へ配付しています。 受付日を明らかにするための方法は現状で十分であると考えておりますが、行政文書においては、日付がその効力等に重大な影響を与える場合が多いことを踏まえ、職員研修等を活用することで、日付の重要性に対する理解の浸透を図ってまいります。 (制度主管課：総務課)

(2) 申請書の訂正方法 申請書及び添付書類の是正の可否及び是正の方法について、取扱手続を明らかにすべきではないか。(第6の3(2)イ・報告書11～12ページ)	申請書及び添付書類の是正の可否及び是正の方法については、これまで具体的な取扱手続を明らかにしておりませんが、申請書類の受付に当たっては、職員が申請者に訂正を促すことがあるため、「文書事務の手引」に訂正に関する項目を追加し、対応してまいります。 (制度主管課：総務課)
--	---

第2 令和5年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 第三者委託について

監査の意見（要旨）	措置状況
第三者委託について 指定管理業務のほとんどを第三者に委託することを内容とすることは、指定管理者制度の趣旨に鑑み疑義がある(第6の3(2)ア・報告書4ページ)。 また、ほとんどの業務を再委託している中で、指定管理業務に係る支出として「事務会計管理費」を約200万円計上していることについて疑義がある(第6の3(2)ウ(イ)・報告書6ページ)。	当該施設については、現在の指定管理者の指定期間が令和6年度で終了しますが、7年度以降も引き続き、指定管理者制度を導入する方針としております。 次期指定管理者の公募に向けて、指摘事項を踏まえて改善のための課題整理を行った上で、公募及び選考を行い、指定管理者制度の趣旨に沿った運用を図ってまいります。 (施設所管課：みやこんじょPR課)

2 収支報告書について

監査の意見（要旨）	措置状況
収支報告書の様式 指定管理施設における収支状況を把握することは極めて重要である。制度主管課は、指定管理施設における収入及び支出ごとに基本的な勘定科目及びその内容を明らかにすることが求められる。そして、施設所管課は、制度主管課と協議の上、個別	令和6年2月に指定管理者制度導入マニュアルを改訂すると同時に、各種様式の見直しを行いました。 収支報告書については、これまでも基本的な勘定科目を例示しておりましたが、適切な報告書作成のため、新たに、作成上の注意事項を様式中に記載するとともに、事業報告書受付時のチェックリストをマニュアルに設け、収支報告書において不適切な計上がないか等、報告書の審査における確認項目として整理したところであります。

の指定管理施設に応じた勘定科目を追加・削除することが必要である。 (第6の8(2)・報告書16～17ページ)	また、令和6年2月27日に指定管理者制度等導入施設所管課を対象として説明会を開催し、これらのマニュアル等の改訂箇所や各指定管理施設に応じた適切な収支報告書等作成について説明を行い、各担当者に周知を図ったところです。 なお、同様の担当者への説明については今年度上半期にも実施する予定としているため、適切に収支報告書が作成されるよう周知を続けてまいります。 (制度主管課：総合政策課)
--	---